

エリザベト音楽大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

エリザベト音楽大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、学則に明確に定められている。使命・目的及び教育目的のより簡潔な表現を目指し、教育理念と、教育理念に直結した行動標語を定めている。個性・特色は、「カトリシズムの精神」「カトリック・イエズス会教育方針」「家族的雰囲気」「宗教音楽教育」「教養教育」「国際性」が挙げられ、教育理念、行動標語、ディプロマ・ポリシー等にも反映している。学生便覧、「学生生活の手引き」、大学案内、募集要項、ホームページ等に教育理念、行動標語を掲載し、学内外に周知している。「エリザベト音楽大学長期計画（2016年度～2025年度）」（以下「長期計画」という。）では、基本理念で「建学の精神、教育理念の実現」等を記載し、分野別目標には、「建学の精神、基本理念、ヴィジョンの具現化」を掲げて、計画に反映している。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づいて大学は学部全体に、大学院は専攻ごとに適切に定められた上で、ホームページと学生募集要項で周知されている。大学は、近年の入学者数の減少を踏まえ入学定員を適宜見直し、入学定員の充足に努めている。学修支援体制は、教職協働で構成される学務・入学試験委員会、研究科教育運営委員会、学生生活委員会、教職課程委員会によって運営されている。大学及び大学院は、キャリア支援室他にキャリアコンサルタントの有資格者3人を配置し、積極的にキャリア支援を実施している。大学は、学生生活センター室長主導のもと、学生生活委員会、学事部、学生相談室、保健室等の連携によって、学生生活を支援する体制を整備している。音楽大学として充実した施設を整備し、学修環境を整えている。「授業評価アンケート」に学修支援に関する項目を設けて、意見・要望を集約し、自己評価・FD運営委員会及び学務・入学試験委員会において共有し、教員から学生に対してコメントが作成されるなど、学修支援の体制を整備している。

〈優れた点〉

- 全ての入学試験受験者に学長面接を実施し、総合的な判断に基づいてアドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜していることは評価できる。
- 給付型の多種多様な奨学金制度を充実させ、学生の経済的負担の軽減に努めている点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは使命・教育目的と連関しており、三つの主要な資質・能力を修得目標として定め、周知されている。各授業科目はシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されており、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は適切に定められている。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を保ちつつ体系的に構築されており、履修単位の上限についても、前年度の GPA(Grade Point Average) の成績を考慮しながら適切な基準を定めている。学修成果の点検・評価においては、令和5(2023)年度に「学修ポートフォリオ」が本格的に導入され、ディプロマ・ポリシーに含まれる各項目の累積学修度が示されるようになった。「授業評価アンケート」では、授業内容を改善すること及び幅広く学修成果の到達状況の点検・評価に役立てることを目的として学生自身の学修に対する意識や自己評価も回答させている。

〈優れた点〉

○「履修プログラム」は、学生一人ひとりが卒業後の進路を勘案しつつ、専門性を深める科目を主体的に履修することができる柔軟さがあり、高く評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

使命・目的の達成のため、学則及び諸規則に基づき教学マネジメントに関する意思決定プロセスを整備しており、教学に関する最高責任者として学長を位置けるとともに、学長補佐体制として、協議会、教授会等の審議機関を整備している。大学及び大学院は、大学設置基準及び大学院設置基準上必要な教員数を確保し、教員は専門性に合わせた授業科目・実技指導を担当するなど、適切に配置している。大学は自己評価・FD 運営委員会を中心に、教職員の資質向上を目的とした研修を組織的に実施している。研究倫理については、「エリザベト音楽大学公的研究費の使用に関する行動規範」「エリザベト音楽大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」等、必要な規則類を定めている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人は寄附行為、「エリザベト音楽大学 ガバナンス・コード」(以下「ガバナンス・コード」という。)に基づき運営されている。また、法令に定める情報の公表を行っており、管理運営規則をはじめ、規律のある誠実な経営・運営のための諸規則の整備、組織の構築に努めている。理事会は、必要な重要事項に関する議決・決定を行い、事業計画の確実な執行など、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備している。監事の選任は適切に行われ、日常的な業務監査、会計監査のほか、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況に対して意見を述べており、適切に職務を遂行している。純資産構成比率、固定比率、流動比率、負債比率などの財務安全性指標は良好で、安定した財務基盤を確立している。事業活動収支の経常収支差額は、プラスであり、収支バランスは保たれている。経理規程、「学校法人エリザベト音楽大学資産運用管理規程」を整備し、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、会計処理を適正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

教育水準の向上を図り、建学の精神、教育理念の実現に向けて、教育活動の状況について自ら点検し、評価を行うことが学則において定められている。また、協議会及び理事会において「エリザベト音楽大学内部質保証の方針」が決定されており大学運営等の内部質保証の最終責任は協議会が負っている。自己点検・評価を実施する組織として自己評価・FD 運営委員会を立上げ、規則にのっとり、定期的に自己点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書を作成し、公表している。ガバナンス・コードの遵守により、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とする教育研究活動及び長期計画を踏まえた大学運営等の内部質保証の確立を目指した大学運営が行われており、内部質保証のための PDCA サイクルは適切に機能している。

総じて、大学は教育理念であるカトリシズム（普遍性）の精神に基づき運営され、理事長が学長を兼ねることで強いリーダーシップが確立されている。伝統的な音楽大学の特色を生かし、また、自己点検・評価を通して三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び長期計画を踏まえた内部質保証を推進する体制が構築されており、今後のますますの発展に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会・地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、学則に明確に定められている。学科の人材養成に関する目的を規則に定めるとともに、各専修及び各専攻の人材の養成に関する目的も規則に定め、ホームページに公開している。使命・目的及び教育目的のより簡潔な表現を目指し、教育

理念と、教育理念に直結した行動標語を定めている。

個性・特色は、「カトリシズムの精神」「カトリック・イエズス会教育方針」「家族的雰囲気」「宗教音楽教育」「教養教育」「国際性」が挙げられ、教育理念、行動標語、ディプロマ・ポリシー等にも反映している。また、教育理念、行動標語を堅持しつつ、令和4(2022)年に教育課程の改定を実施している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育理念は、中期計画を検討する際に、理事会で原案が承認され、協議会及び教授会での検討を経て確定し、行動標語は、戦略会議において検討され決定しており、役員及び教職員の理解と支持が得られている。学生便覧、「学生生活の手引き」、大学案内、募集要項、ホームページ等に教育理念と行動標語を掲載し、学内外に周知している。

建学の精神、教育理念、行動標語に基づき、三つのポリシーを定めている。長期計画では、基本理念で「建学の精神、教育理念の実現」等を記載し、分野別目標には、「建学の精神、基本理念、ビジョンの具現化」を掲げて、計画に反映している。使命・目的及び教育目的を踏まえ、1学部2学科2専修3専攻を設置しており、大学院については、修士課程は4専攻、博士後期課程は3領域からなる音楽専攻を設置している。運営の仕組みとして各種委員会を設け、それぞれの専門分野に関わることを協議している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づいて、大学は学部全体に、大学院は専攻ごとに、適切に定められた上で、ホームページと学生募集要項で周知されている。

入学者選抜はアドミッション・ポリシーに沿って春季・秋季に行われ、全ての受験者に対して行われる学長面接を通して、教育理念の理解と大学での修学意欲を見定めた上で入学者を選抜している。

大学は、近年の入学者数の減少を踏まえ入学定員を適宜見直し、入学定員の充足に努めている。大学院は、大学の入学者減少の影響を受ける中、海外在住者に対する入学試験においてオンラインを活用するなどの努力により、入学者確保に努めている。

〈優れた点〉

○全ての入学試験受験者に学長面接を実施し、総合的な判断に基づいてアドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜していることは評価できる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制は、教職協働で構成される学務・入学試験委員会、研究科教育運営委員会、学生生活委員会、教職課程委員会によって運営されている。

クラス担任制によって専任教員が全学生の個人面談を行い、4年次生を対象に専任教員と職員が協力して単位修得不足による卒業延期を防ぐ取組みをしている。また、TA制度と「学習支援アシスタント制度」を整備し、学修支援に取り組んでいる。このほか、週1時間のオフィスアワーが設けられ、学生用の掲示板で周知している。障がい等があり支援を必要とする学生には、学生生活センターへの診断書等の必要書類の提出に基づいて学生と教職員との合意により配慮内容が決定されている。

入学予定者への入学前教育は、大学での対面と、オンラインによる「クラスプロフィール」との併用で行われ、入学後の学修との連携が図られている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、キャリア支援室他にキャリアコンサルタントの有資格者3人を配置し、音楽大学の特性を踏まえたキャリア支援を積極的に実施している。大学は1年次から社会人に必要な基礎力修得のための科目を設置し、2年次以降は「キャリア教育Ⅱ」「キャリア教育Ⅲ」でインターンシップを実施している。キャリア支援室を設置し、隣接する「教職学習室」と併せて就職対策及び教職に関する資料を整えている。大学で取得できない保育士資格については、さまざまな指導を学生に行うとともに、保育士試験支援奨学金も設けている。その他、音楽大学を卒業して各界で活躍する講師を招く進路オリエンテーションや、音楽の専門性を生かす仕事に就くための就職説明会を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生生活センター室長主導のもと、学生生活委員会、学事部、学生相談室、保健室等の連携によって、学生生活を支援する体制を整備している。学生相談室には専門カウンセラーが2人配置され、開室日の平日2日間で対応し、障がいのある学生には、必要に応じて学生生活センター室長と学生生活委員会で対応している。

学生生活を支える学費については、多種多様な給付型の奨学金制度を設けることにより、経済的支援を求める学生や保護者の要望に応える内容を整備し、大学案内、ホームページ等で周知している。留学生に対しては、国際交流室と学事部が連携して、銀行口座開設や役所への届出等の生活支援を行っている。

〈優れた点〉

○給付型の多種多様な奨学金制度を充実させ、学生の経済的負担の軽減に努めている点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

キャンパスには、二つのホール、16 のレッスン室、68 の練習室、そのほかにもアンサンブル室など、音楽大学としての充実した施設を整備し、学修環境を整えている。また、耐震改修を行い、防犯カメラを設置するなど学生の安全面に対応し、バリアフリートイレを設置して障がいのある学生のための環境も整備している。その他、防音練習室を備えた学生寮を完備し、遠方の学生を受入れている。

図書館は月曜日から土曜日まで開館し、大学の特色である宗教音楽関係の資料をはじめとした資料を整えている。大学院生研究室には自主管理のもとで利用できる楽譜や参考図書資料を配架し、研究環境を整備している。また、コロナ禍の令和 2(2020)年度入学生からは1人1台ずつノートパソコンを貸与し、ICT（情報通信技術）環境の整備に努めている。

授業は1クラス当たり20人から50人程度の学生数で実施し、合唱やオーケストラなど一定の人数が必要な授業には他専攻の学生や卒業生など学内外の関係者を補充し、教育効果を考慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」に学修支援に関する項目を設けて、意見・要望を集約し、自己評価・FD 運営委員会及び学務・入学試験委員会において共有し、教員から学生に対してコメントが作成されている。またクラス担任制のもとで行われる面談の内容を面談報告書に記録し、学生の意見を集約している。令和 6(2024)年 4 月には「学修支援に関するアンケート」を実施し、内容を教授会で共有するなど、学修支援に対する学生の要望をくみ上げるシステムが適切に機能し体制の改善に生かされている。

学生生活に関する学生の意見・要望については、クラス担任との個人面談を行い心身に関する健康相談を受け、合理的配慮が必要な相談と合わせて、保健室と学生相談室で内容を把握・共有している。経済的支援が必要な相談に対しては、奨学金などについて学事部で対応している。施設・設備に関する意見・要望に対しては、各種提出書類によって対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは使命・教育目的と関連しており、三つの主要な資質・能力を修得目標として定め、周知している。新教育課程では、音楽文化学科音楽文化専修と演奏学科において「履修プログラム」が導入され、学生自身が卒業後の進路を考慮しながら、専門性を深める科目を主体的に履修できる。

各授業科目はシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されており、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は適切に定められている。

成績評価は授業回数の 3 分の 2 以上の出席を試験の受験資格とし、教授会において試験の成績等に基づく全学生の成績判定を実施しており、各基準は厳正に運用されている。

〈優れた点〉

- 「履修プログラム」は、学生一人ひとりが卒業後の進路を勘案しつつ、専門性を深める科目を主体的に履修することができる柔軟さがあり、高く評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと関連した上で、適切に策定されており、ホームページ等で周知されている。また、シラバスや学生便覧の授業科目一覧には、各科目がディプロマ・ポリシーとどのように結びついているかを明示している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を保ち

つつ体系的に構築されており、履修登録単位数の上限についても、前年度の GPA の成績を考慮しながら適切な基準を定めている。

教養教育としては、「初年次演習Ⅰ」「初年次演習Ⅱ」をはじめ、キリスト教カトリズムに基づいた「人間学Ⅰ」など、建学の精神を生かした特色ある科目を開講している。

ディプロマ・ポリシーに掲げた「協働による社会貢献」を実践するために、アクティブ・ラーニングを取入れた科目を開講し、「専攻実技」においては「実技カルテ」を導入するなど、教授方法を工夫しながら学修成果を可視化させている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価においては、令和 5(2023)年度に「学修ポートフォリオ」が本格的に導入され、ディプロマ・ポリシーに含まれる各項目の累積学修度が示されるようになった。これに加えて、令和 6(2024)年度に「エリザベト音楽大学アセスメント・ポリシー」を策定し、三つのポリシーと連関して学修成果を正確に点検・評価する体制を整備している。

「授業評価アンケート」では、授業内容を改善すること及び幅広く学修成果の到達状況の点検・評価に役立てることを目的として学生自身の学修に対する意識や自己評価も回答させている。また、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックすることについては、令和 6(2024)年度より各委員会等で討議・分析する体制が整えられた。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、管理運営規則に基づき、教学面と事務面の両方で学長のリーダーシップを支える体制を整備している。使命・目的の達成のため、学則及び諸規則に基づき教学マネジメントに関する意思決定プロセスを整備しており、教学に関する最高責任者として学長を位置付けるとともに、学長補佐体制として、協議会、教授会等の審議機関を整備している。

学長はリーダーシップを適切に発揮しており、学校教育法に基づき、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項を教授会規程、研究科委員会規程及び諸規則で明確に定め、周知している。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、教職協働で大学運営に参画するよう役割を明確化している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、大学設置基準及び大学院設置基準上必要な教員数を確保し、教員は専門性に合わせた授業科目・実技指導を担当するなど、適切に配置している。教員選考規程等の諸規則を定めており、教員の採用・昇任の方針に基づき適切に運用している。

大学は、自己評価・FD 運営委員会を中心に、教員の資質向上を目的とした研修を組織的に実施している。教職員合同で「教職員研修会(FD・SD)」を年2回開催し、専任教職員には参加が義務付けられている。

また、FD 研修として前後期各1回、授業参観を行い、専任教員のみならず専任職員も参加が義務付けられている。FD 研修は非常勤教職員にも受講の機会が設けられている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教職員合同の「教職員研修会(FD・SD)」として、「エリザベト音楽大学長期計画(2016年度～2025年度)」に基づいて各年度で実施計画を作成し、教職員の資質・能力向上に組織的に取り組んでいる。グループワークやディスカッションを取入れるなど、各年

次計画で見直しを実施している。

SD として複数の学外研修への参加や公的資格取得報奨金制度を設け、教職員の自己研さんを支援している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

就業規則において専任教員は週 2 日を研修日と規定し、学内外で研究等を行えるよう配慮している。専任教員にはネットワーク環境が整備された個室の研究室があり、演奏学科の教員の研究室はレッスン室を兼ね、全室にピアノを配置して研究環境を整備し、施設・設備を有効に活用している。

研究倫理については、「エリザベト音楽大学公的研究費の使用に関する行動規範」「エリザベト音楽大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」等、必要な規則類を定めている。教職員研修会において教職員全員に研究倫理の確立に関する諸規則について周知徹底を図り、厳正に運用している。

教員研究費については規則を整備するとともに、学長決裁特別研究費を設けて研究活動を支援している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は寄附行為、ガバナンス・コードに基づき運営されている。また、法令に定める情報の公表を行っており、管理運営規則をはじめ、規律のある誠実な経営・運営のための諸

規則の整備、組織の構築に努めている。

長期計画、各年度の事業計画を定め、その進捗管理のため、理事会・評議員会をはじめ、協議会、教授会等により年度途中及び年度末に達成状況を確認し、使命・目的を実現するために継続的に努力している。

施設管理により、学修環境を整備するとともに、環境への配慮、人権尊重の取組み、学内外に対する危機管理体制の整備に取り組んでいる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、毎年度 8 回程度開催され、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備している。

事業計画の確実な執行をはじめ、必要な重要事項に関する議決・決定を行っており、理事会は適切に機能している。

役員の出席状況は良好であり、理事会欠席時の意思表示の書面による確認も適切に行っており、理事会の運営は適正に行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学校法人は、理事長のリーダーシップを発揮できる仕組みとして、理事長、学長、事務局長、事務局次長、学事部長で構成する法人役職者懇談会を毎週開き、大学の重要事項及び理事会に上程する議案の調整等を行っており、法人と大学の意思疎通と連携及び内部統制を適切に行っている。

監事の選任は適切に行われ、日常的な業務監査、会計監査のほか、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況に対して意見を述べており、適切に職務を遂行している。評議員会の運営は適切に行われている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

長期計画をもとに「中長期財務計画」を作成し、随時更新している。毎年度の事業計画には財務項目においても年次重点項目を記載して適切に財務運営を行っている。

純資産構成比率、固定比率、流動比率、負債比率などの財務安全性指標は良好で、安定した財務基盤を確立している。事業活動収支の経常収支差額は、過去 5 年、毎年黒字であり、収支バランスは保たれている。後援会、同窓会からの寄附を募り、また、外部機関による寄贈事業への応募により受贈するなど、外部資金の導入にも努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

経理規程、「学校法人エリザベト音楽大学資産運用管理規程」を整備し、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、会計処理を適正に実施している。

予算とかい離がある勘定科目については補正予算を編成し、寄附行為に基づいた手続きを経て承認している。

会計監査については、公認会計士事務所による監査が厳正に実施されている。監事は会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教育水準の向上を図り、建学の精神、教育理念の実現に向けて、教育活動の状況につい

て自ら点検し、評価を行うことが学則において定められており、自己評価・FD 運営委員会が自己点検・評価を行い、結果を公表している。また、協議会及び理事会において「エリザベト音楽大学内部質保証の方針」が決定されており、大学運営等の内部質保証の最終責任は、協議会が負っている。また、ガバナンス・コードを策定しホームページで公表しており、内部質保証体制の確立にも資する内容となっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価を実施する組織として自己評価・FD 運営委員会を設置し、規則にのっとり、定期的に自己点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書を作成し、公表している。また、事務局により実施される定期的な IR 調査を活用し、収集された IR データを学長及び協議会等に報告するとともに検討を行い、抽出された課題の解決を行っている。教学組織及び事務局が持つ各種データを利用することにより、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施しており、各種アンケートの結果を適切に活用できる体制を整えている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

ガバナンス・コードの遵守により、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び長期計画を踏まえた大学運営等の内部質保証の確立を目指した大学運営が行われており、内部質保証のための PDCA サイクルは適切に機能している。内部質保証の責任は協議会が担い、教学組織及び事務局が連携して学内 IR 情報の収集、課題の改善を行い、協議会へ報告する体制を整備している。理事長が学長を兼務し、理事長・学長は教学組織、事務局の諸会議及び理事会を通じて協議と改善策を決定する体制であり、協議結果などが教育の改善・向上に反映されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会・地域貢献

A-1. 付属音楽園とエクステンションセンター

A-1-① 付属音楽園：音楽教育をとおした人間性あふれる青少年の育成

A-1-② エクステンションセンター：生涯学習のための多彩なプログラムの提供

A-2. 音楽活動等を通じた社会・地域貢献

A-2-① 音楽活動等を通じた社会・地域に貢献可能な取組み

【概評】

大学の付属機関である「付属音楽園」と「エクステンションセンター」では、多彩な教育プログラムに基づいて、音楽大学の持つ専門的な人的資源を提供し、ホールなどの充実した施設を地域の青少年や社会人に開放している。これらの活動を通して青少年を育み、地域の生涯学習の拠点となる重要な役割を担っている。こうした活動は、建学の精神と通じるものであり、地域との連携という点においても将来的に更に発展していくことを期待する。

また、社会・地域貢献活動においては、多彩な演奏会、公開講座の実施、そして行政・教育機関・地域との密接な連携により、これまでに多くの実績と成果を収め、地域社会に大きな信頼感を与えている。これらの活動内容は音楽大学の特性を十分に生かすとともに、学生にとっても社会とのつながりを得られる機会となっている。演奏会では来場者アンケートなどから得られるさまざまな意見をくみ取って演奏会のプログラミングにも生かしており、地域に根差した社会貢献活動と青少年の育成という両方において、大学は地域社会の音楽文化の発展に寄与している。